



最新の賃貸経営お役立ち情報

USAGI通信

No. 681 2015年6月1日

『家族信託の活用について』セミナー開催報告

★2015年5月22日(金)14時~15時30分 本社3階セミナールームにて

税理士法人 総合経営の武村税理士をお招きし、生前贈与や家族信託、相続とどこが異なるのかといった内容のセミナーを開催いたしました。贈与や相続と言うと「節税」を思い浮かべる方も多いでしょうが、資産を次の代へ引き継ぐ上では「誰が」「何を」「いつ」受けるのかを決めておくことで「争族」を防ぐことも重要なことです。

相続対策として贈与、信託を利用する上で大切なことは、自身が所有する財産の状況と目的に合った制度を選択・利用することです。制度によってメリット・デメリットは異なりますので、安易に飛びつくとイメージしていたようなメリットが得られないだけでなく、かえって損失を大きくすることに繋がりかねません。

そもそも家族信託とはどのような制度なのか。信託とは自身の財産を信頼している人(受託者)に預け、受託者に目的に従って、その財産を管理・処分してもらう仕組みのことです。信託銀行・信託会社等は通さず、管理をさせる相手が配偶者をはじめとする親族であることから、「家族信託」と呼ばれます。家族信託のメリットは、きめ細やかな財産分配が可能であるという点です。具体的には、「孫が30歳になった時に不動産を渡そう」「20歳までは年間〇〇円を継続的に渡し続けよう」といった詳細なプランをお考えの方に適しています。学生ハウジングではオーナー様の状況に合わせて、適切な資産管理のご提案もいたします。大きな資産である不動産を共に取り扱ってきたパートナーとして、資産継承のご相談もお受けいたします。是非お問い合わせください。

